

# ～こころといのちのサポートプラン（多摩市自殺対策推進計画）第2期 概要版

## 策定の目的

平成 28 年に改正された自殺対策基本法で全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、平成 31 年 3 月に「多摩市自殺対策推進計画」を策定した。令和 4 年 10 月に第 4 次自殺総合対策大綱の閣議決定がなされ、令和 5 年 3 月に東京都自殺総合対策計画（第 2 次）が策定されたことを受けて、これまでの取組の評価と現在の自殺の実態を踏まえた施策内容にするべく計画を策定する。

## 計画の位置付け

- 国の定める自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定
- 福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定

## 基本施策と重点施策

※重点施策 1 は市独自に取り組む課題として、重点施策 2～5 は令和 4 年度プロファイル結果より設定

- |         |                        |         |           |
|---------|------------------------|---------|-----------|
| 6つの基本施策 | 1 地域におけるネットワークの強化      | 5つの重点施策 | 1 子ども・若者  |
|         | 2 自殺対策を支える人財の育成        |         | 2 生活困窮者   |
|         | 3 住民への啓発と周知            |         | 3 無職者・失業者 |
|         | 4 自殺未遂者等への支援の充実        |         | 4 高齢者     |
|         | 5 自死遺族等への支援の充実         |         | 5 勤務・経営者  |
|         | 6 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 |         |           |

### 生きる支援関連施策

## 計画の推進体制

- 国・都の目標値と合わせ、平成 27 年の自殺死亡率から 30%減少の目標値を設定。
- 基本施策・重点施策の各施策に評価指標を設定。
- 計画の進捗状況については、多摩市自殺対策連絡会において取組の推進を図る。  
※計画の改定と同時に、多摩市自殺対策庁内連絡会を「多摩市自殺対策連絡会」に改め、議事内容に応じて庁外関係者を招集できる内容に変更する。

## 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間

## 取組結果

	平成 27 年 自殺死亡率	結果 令和 4 年 自殺死亡率	目標値 令和 8 年の自殺死亡率
全国	18.5	17.4	13.0 以下
東京都	17.4	16.3	12.2 以下
多摩市	17.6	16.95	12.3 以下

## 第六次多摩市総合計画との関連性

- 政策 B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現・施策 2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり



